

2. 高血圧・循環器病予防療養指導士制度規則施行細則

第1条

日本高血圧学会・日本循環器病予防学会認定 高血圧・循環器病予防療養指導士制度細則の施行について、この規則に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従うものとする。

第2条

高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会の事務は、日本高血圧学会におく高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験事務局において行う。

第3条

高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会は日本高血圧学会と日本循環器病予防学会の理事会により選出された委員（以下療養指導士制度委員会委員）によって構成され、委員長は委員長を補佐する幹事を各1名両学会より選出する。

第4条

日本高血圧学会と日本循環器病予防学会の理事会は高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会委員に欠員を生じたときは当該委員の補充を行う。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第5条

申請の期限は次の規定に従うものとする。

1. 高血圧・循環器病予防療養指導士の申請締め切りは、高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会で試験日を決定し、試験日の3ヶ月前の月の最終日とする。

第6条

認定更新の審査は申請の年度の8月20日迄に終了しなければならない。

第7条

審査の結果は高血圧・循環器病予防療養指導士ホームページに発表する。

第8条

申請書類は正本1通（事務所保管用）と副本2通（委員会用）とする。

第9条

1. 高血圧・循環器病予防療養指導士の審査料 15,000 円、試験日講習会料 5000 円、認定料 10,000 円、更新料 10,000 円とする。
2. 審査料、試験日講習会料、認定料、更新料は返金しない。

第 10 条

この細則は高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会及び両学会の理事会の議決により、変更することができる。

第 11 条

細則の実施に関して生ずる疑義については、高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会の議を経て決するものとする。

2015 年 9 月 16 日 施行